## わがまち特例について(課税標準の特例)

地方税法の固定資産税に係る課税標準の特例及び税額の減額特例のうち、その一部において、特例割合を一定の範囲内で地方自治体が自主的に判断し、条例で決定で きるようにする仕組み「地域決定型地方税制優遇措置(通称:わがまち特例)」が導入されています。

課税標準額の特例とは、地方税法第349条の3、附則第15条等に定める一定の用件を備えた固定資産税の課税標準額に一定の特例割合を乗じ、税負担の軽減を図るものです。名取市における「わがまち特例」の対象となる資産の固定資産税に係る課税標準額の特例の軽減割合等は、次の表のとおりです。

名取市 わがまち特例が導入されている課税標準額の特例について(主なものだけ掲載しています。)

特例対象資産	取得時期等の要件	適用期間	特例割合
汚水又は廃液の処理施設	令和6年4月1日~令和8年3月31日までの間に取得(償却資産) (既存の施設又は設備に変えて設置するものとして政令で定めるものを除く)	定めなし	1/2
公共下水道の除害施設	令和6年4月1日~令和8年3月31日までの間に取得(償却資産) (既存の施設又は設備に変えて設置するものとして政令で定めるものを除く)	定めなし	4/5
特定再生可能エネルギー発電設備(太陽光)	令和2年4月1日~令和8年3月31日までの間に取得(償却資産) (① 自家消費型1,000kw未満、② 自家消費型1,000kw以上)	最初の3年度分	① 2/3、② 3/4
特定再生可能エネルギー発電設備(水力)	令和2年4月1日~令和8年3月31日までの間に取得(償却資産) (① 5,000kw未満、② 5,000kw以上)	最初の3年度分	① 2/1、② 3/4
事業所內保育事業	期限なし(家屋・償却資産) (利用定員が5人以下であるものに限る)	定めなし	1/2
サービス付き高齢者向け住宅	平成27年4月1日~令和7年3月31日目までの間に取得(家屋) (サービス付き高齢者向け住宅として市の登録を受けたものに限る)	最初の5年度分	2/3
家庭的保育事業	期限なし(家屋・償却資産) (事業の用以外に供されていないものに限る)	定めなし	1/2
居宅訪問型保育事業	期限なし(家屋・償却資産) (事業の用以外に供されていないものに限る)	定めなし	1/2